

尼港問題と正義の膺懲

「敵を討て」はよくない

オプアーツ 星 一

尼港で我が六百五十餘名の同胞がバルチザンの暴戾悪虐なる魔手に斃れたといふことは眞に千秋の恨事である。これに就て昨今は新聞紙上で又は演説會上でしきりに「大和魂が承知しない」「敵を討て」だのいふ言葉が叫ばれつゝある。

今朝（六月十八日）の各新聞に先の石井副領事の娘さんが作つたといふ歌が「敵を討つて下さい」といふ見出しで掲げてあつたが、敢てそれを指していふのではない。

此の「敵を討て」といふ言葉は無論、其の仕返しとして敵人を殺せといふ意味でないことは、吾々にはよく分つてはゐるけれども、言葉そのものが時代錯誤の爲めに變に聞える。或る米國人が私に向つて、一體敵を討てとはどういふ意味か、日本では矢張り封建時代のやうに害を加へたものには復讐をするのかと聞かれて一寸返辭に困つた。蓋し「敵を討つ」といふ言葉は英語の“Revenge”とさう意味にとれるので封建時代の「仇討ち」を聯想せしめて耳障りがす

る。新聞で見ると、麴町か何處かが開かれた追悼會の席上で、或る陸軍將校が「あれはバルチザンに擬してこしらへて置いた藁人形を、追悼文を読み終つた後で夫れを刀を抜いてスバツと切つて了つた、といふ記事が載つてゐたが、これなどは「敵討ち」を具體化したものとするれば甚だ面白くない。

それでバルチザンの行つたことは餘りに非人道的な行動ではあるが、之れに對して「敵を討つ」といふ言葉を使ふ代りに、彼等をして以後決して彼様なことを再びさせぬ爲めに正義人道の上からして之れを罰し之れを懲らし之れを戒しめ、且つ今後、夢にも斯様なことを再びしたならば正義人道を重んずる日本人から直ちに重い懲罰を受けるといふ觀念を與へべき主義主張の籠つた適切な言葉が欲しいと思ふが、爾ういふ意味の言葉は無いから知らん。

五師團の兵隊を差し向けることもよいだらうし、又幾億の出費も敢て厭はないのである。

近世逸話

渡部 萬藏

余は日本の法制經濟に關する歴史を研究中の偉人の言行に就きて特に余の感興を惹きたるを摘録して手許にあるものの中二三を本誌に掲載するとした。世に傳ふる逸話なるものは當時の訛傳又は後世の誇張など加はり信ずることが出来ぬものが多いが、茲に掲載するは何れも出所の正確なるもののみであり許りてなく、如何なる讀者にとりても有意義のものであらうと思ふ。

熊本藩主細川重賢の人格平等の思想

（銀葉遺事所載）

▲女中に無禮を撻撻す

奥にて何事かありけむ急しく立歩き給ひけるに、そこに候ひける女の膝にそと御足さばりければ、御手を出して戴き給ふ由させられけるを女の心を勿體なしとて長まれば、いやとよ同じ人なるものかと宣ひきとぞ。

階級思想嚴存の當時他の人格を尊重する賢君の面目忍ばれて床しからずや、

▲臣下に敬意を表す

常の御座より表海の御座敷へ参り給ふ間に、少しの庭ありて香を履き給ふ所あり、其度毎に次番の侍など香をすく直し出せば、必ず御手出し給ひ戴き給ふ様にして履きもひて命じ給ふには汝等必ず直す事なかれ士たる者のすべき業にあらず、我手して履きつらんに何か苦しかるべきと押しして宣ひつれど

も、捨て置くべきにあらず直して掃げり、會釋なしには履き給ふ事は更に一度もなかりき切捨御免の封建君主として此平民的にて禮儀に厚きは現代人より之を見るも亦模範とするに足るべし

▲臣下の優遇と精勵

寶曆御改革の時君自ら御精魂を盡され候事三箇年の間の事にて、其間は晝夜の別なく机に懸からせられて御枕をも安く遊されざりしとなり、其内御一存にて御決せられ難き事は翌日を御待ち遊されず、夜ともいはず御役人を召されて御相談ありしとなり。或時夜半頃に俄に蒲地喜左衛門を召されけるに急ぎ御殿に罷出でける、折節夏の頃に君には御蚊帳に入らせられて御机の傍に御座なされ喜左衛門を御傍近く召されければ、喜左衛門は御蚊帳の内に入るべき由御意遊されけれども、喜左衛門は恐多くて御意は千萬有難くは存じ奉り候へども此儀は養重にも御免遊され下さるべき旨申上げければ、君の仰には汝も人じやもの蚊に食はれてよきものか、汝が心を醫きては吾も心を置きて相談はならぬと云ふ物なり。心際りなくてこそよき分別付くものなれば是非々々と仰ありければ、夫にては御辭退申上ぐるは却て長多しとて、御蚊帳に入りて簾々の御相談申しけるとなり、親東白みにもなれば、然らば退出致さんと申しければこれにて心落着きたり氣に懸りて眠らざりしに是よりは心安く眠るべしと仰せられき、斯る事時夜數ありしとなり。

人格平等の思想より出づる同情と待遇とは封建時代の君臣の關係をして異體同心染し民政の効果を齎らしたるの決して偶然ならざるを見るべし。